

社団法人日本社会福祉士養成校協会 役員選挙規程

平成 15 年度通常総会決定

平成 15 年 5 月 24 日制定

(総則)

第 1 条 社団法人日本社会福祉士養成校協会定款第 1 3 条に基づく役員選挙は、この規程の定めるところとする。

(選挙事務)

第 2 条 役員選挙に関する事務は、会長が管理し、事務局において行う。

(役員の数)

第 3 条 役員の数、定款に定めるところとする。

(候補者)

第 4 条 すべての正会員を候補者とみなす。また、社団法人の使命を果たすため、一定の要件を満たす候補者を正会員以外からも求めるものとする。

(選考)

第 5 条 理事会は役員候補者選考委員会（以下、委員会）を設置する。

- 2 委員会は、定款第 1 4 条、1 5 条に定められた職務を遂行するにふさわしい候補者を選考する。
- 3 委員会は、選考した候補者名簿を総会 2 週間前までに会員校に告示する。

(選出)

第 6 条 総会において、候補者名簿による選出を実施する。出席者の過半数得票をもって当選者とする。

(選出辞退)

第 7 条 2 期連続し、任務を果たした役員は、役員改選総会に先立つ 2 ヶ月前までに会長に申し出て 3 選を辞退できるものとする。

(改則)

第 8 条 この規程改則にあたっては、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(附則) この規程は総会の議を経て、平成 15 年 5 月 24 日から施行する。